令和5年3月8日

組合員　各位

群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合

理　事　長　森　田　　繁

マスク着用の考え方見直し方について

基本的な感染対策

**○マスク着用**

マスクの着用について国は、令和5年3月13日より重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本としている。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、**（注1）事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。**例えば、 ※感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、 客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めることマスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること等が考えられる

**参考：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室　業種別ガイドラインの見直しのためのポイント(第６版：令和５年２月10日)**

**注1**：組合員施設において、事業上マスクの着用の必要性が想定されるケース

1. チェックイン、チェックアウトの混雑が予想されるフロント・ロビーまわり
2. 広間等での複数人による食事時又はバイキング形式等
3. これ以外でも各施設が必要と認められる場合

　※添付の「公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会」作成の

「マスク着用の考え方の見直し」－対策マニュアル（Q＆A）－　を参照

**○人と人との距離確保やパーティションの設置及び咳エチケットについては、強制するものではないが従来の対応が望ましいと思われる。**

**○また、手指消毒は、食等の安全安心を担保する上でも必要な対策であるため継続して設置することが望ましい。**

※　適用期間　(令和5年３月13日より)

群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合ホームページ掲載 [(gunmaken-ryokankumiai.jp)](https://www.gunmaken-ryokankumiai.jp/)